

公の施設の指定管理者の指定（飯田市旧小笠原家書院・小笠原資料館）について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

ア 施設名（通称）	飯田市旧小笠原家書院・小笠原資料館（旧小笠原家書院）
イ 所在地	飯田市伊豆木3942番地 1
ウ 設置年月日	書院：寛永年間建築（昭和39年 6 月 1 日取得） 資料館：平成11年10月 2 日
エ 設置目的	重要文化財旧小笠原家書院及び小笠原家に関する資料を文化財保護の目的に沿って保存及び展示することにより、市民の教養、学術及び文化の向上発展に資する。
オ 施設・設備	旧小笠原家書院：南 3 分の 1 が崖の上に突き出た懸崖造りの書院で、桃山～江戸初期の典型的な様式を残している。 小笠原資料館：常設展示室、特別展示室、収蔵庫を有している。 鉄骨造一部RC2階建て 床面積508.98㎡
カ 施設の写真	



旧小笠原家書院



小笠原資料館

(2) 管理の状況

ア 施設を管理する所管課	教育委員会文化財保護活用課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成21年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	三穂まちづくり委員会（非公募）
オ 現在の指定管理期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
カ 指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び展示物の観覧、施設の利用の許可を行う業務 ・ 観覧料の額、利用料金の納付の方法及び還付の方法を定め、並びに観覧料を徴収し、又は減免する業務 ・ 観覧者等に対し、施設及び展示資料の説明をし、並びに所蔵する資料等を良好な状態で維持し、及び管理する業務 ・ 施設及び展示資料の維持及び管理に関する業務 ・ 施設において、文化教養講座や企画展を開催する業務 ・ 施設利用を通じて市民の教養、学術及び文化の向上発展に資するために、利用者に物品を販売する業務 ・ 観覧者等に対し、施設利用上のサービスを提供し、その他施設の適切な運営上必要となる措置を執る業務

(3) 利用の状況（有効性）

ア 営業（開館）状況	令和2年度	令和3年度	備考
日数	254日	235日	
利用者数	664人	731人	
その他（ ）			
イ 利用者のニーズ・意見等	<p>利用者アンケートにおいて、次のような意見・感想があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書院で印象に残ったもの 書院全景34名 内部の柱等34名 懸造25名等 ・ 資料館・展示品で印象に残ったもの 資料館全景21名 エントランス内19名等 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理人の詳しい説明、丁寧な説明が良かった ・ 今度来るときは孫を連れてきたい ・ 資料館に反射する書院や空など、広い空間で一息つける素晴らしい場所だ 		
ウ 利用者のメリット（利便）	地域の文化財を利活用し、指定管理者である三穂まちづ		

性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果)	くり委員会が各種イベントを企画しており、そのイベントに地区住民が参加することで、地域の活性化及び施設の利用率の向上につながっている。
------------------------	--------------------------------------------------------------------

(4) 収支の状況 (効率性)

ア 決算	令和2年度 (円)	令和3年度 (円)	備考
収入 (A)	3,219,452	2,927,611	
施設利用料等収入	162,500	182,000	
市支出の指定管理料	2,416,000	2,416,000	
繰越金	243,811	14,394	
雑収入	3	4	
その他(臨時休業補助金)	397,138	315,213	
支出 (B)	3,205,058	2,692,690	
人件費	1,890,000	1,878,000	
委託料	296,890	297,220	
光熱水費	402,398	362,068	
消耗品費	11,297	7,547	
修繕費	111,540	15,400	
通信運搬費	50,347	48,627	
燃料費	90,556	70,513	
印刷製本費	349,250	0	
保険料	2,780	2,780	
環境整備費	0	10,535	
収支 (A - B)	14,394	234,921	
イ 運営上のメリット(経費の節減、職員事務量の削減の効果)	三穂まちづくり委員会による地域住民のボランティア協力で、敷地内及び駐車場の草刈り、支障木の伐採、清掃等周辺整備を実施しており、経費削減につながっている。 また、施設管理にかかわる職員の事務量の削減に寄与している。		

2 指定管理者選定の経過

(1) 募集の状況

ア 募集方法 (公募・非公募)	非公募
非公募の理由	当施設は周囲を山に囲まれており、環境整備のための森林の管理等が課題であるが、整備に必要な予算や作業員の確保も地域で協力して行っているため、直営とするより経費の削減を図ることができる。 地域が主体となり、施設をイベント等で利活用して、地域活性化につなげているため、引き続き非公募とし、三穂まちづくり委員会が運営していくのが望ましい。また、より長期的な視点に立ち、地域の活性化を図るため、期間は5年程度必要である。

7 本業務の内容

(1) 施設の管理運営に関する業務

① 施設及びその展示物の観覧並びに施設の利用の許可に関する業務

ア 施設利用の基準等について記載した利用規程を作成し、設置者と協議し決定すること。

(ア) 利用目的に関すること。

(イ) 開館時間、休館日等に関すること。

(ウ) 利用手続、利用申請の受付等に関すること。

(エ) 使用後の清掃・片付け等を含めた利用方法に関すること。

(オ) その他の利用条件、利用制限及び利用の取消に関すること。

イ 利用規程に基づき、利用の許可を行うこと。

ウ 以下の場合については利用を許可しないものとし、その旨を利用規程へ位置づけること。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがある場合。

(イ) 施設の建物、設備、備品、展示資料等を汚損若しくは滅失したとき又は汚損若しくは滅失するおそれがあるとき。

(ウ) 飯田市旧小笠原家書院・小笠原資料館条例（平成11年飯田市条例第17号。以下「条例」という。）第17条に規定する事項を遵守しないとき。

(エ) その他、施設の維持管理上不相当であるとき。

② 観覧料の額、観覧料の納付の方法及び還付の方法を定め、並びに観覧料を徴収し、又は減免する業務

ア 観覧料の額、納付の方法及び還付の方法を定めること。

イ 観覧料の減免の率及び方法を定めること。

ウ 観覧料を定めたとき及び減免の規定を設けたときは、直ちに施設内において利用者の見やすい場所に掲示すること。

エ 観覧料を徴収し、又は減免し並びに還付すること。

③ 施設及び展示資料の維持並びに管理に関する業務

施設及び展示資料の維持並びに管理については、施設が重要文化財であること及び著名な建築家の建築物であること並びに展示資料が歴史的に貴重な価値を持つものであることから取扱い等に留意をすること。また、外構及び植栽の管理についても、施設の現状や周辺の景観を過度に変更することのないように特に留意すること。所蔵する資料についても同様とすること。

ア 施設の備維持管理及び清掃業務

(ア) 施設の維持管理及び清掃等について記載したマニュアル

イ 指定管理者
が行う業務

	<p>ルを作成し、設置者と協議し決定すること。</p> <p>(イ) 施設利用者が、快適に施設を利用できるよう良質な環境を維持すること。</p> <p>(ウ) 施設を適切に維持管理するため、日常的に点検を行うこと。</p> <p>(エ) 施設の管理にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮すること。</p> <p>(オ) 施設を安全かつ安心して利用できるよう、法定点検を適切に行い、故障等に対する予防保全に務めること。</p> <p>(カ) 不具合を発見した際には、適切な方法により対応するとともに、速やかに設置者へ報告すること。また、適切な記録を残すこと。</p> <p>(キ) 簡易な修繕が必要な場合は、1件あたり5万円（消費税等含む。）未満のものについては指定管理者が修繕費を負担して修繕を行うこと。簡易な修繕の範囲を超える場合は、設置者と別途協議すること。</p> <p>(ク) 施設について、良好な環境衛生、美観の維持を心がけ、施設内の適切な環境衛生を維持し快適な空間を保つために、清掃業務を実施すること。</p> <p>(ケ) 消耗品は常に補充された状態にすること。</p> <p>イ 外構、植栽管理業務</p> <p>(ア) 施設の景観を保持するため、敷地内における施設の外構の清掃及び地面、施設付属物等の維持管理を行うこと。また、除草、刈込、散水、病虫害駆除等、敷地内の植栽の管理を行うこと。</p> <p>(イ) 外構、植栽の管理は、指定文化財の現況及び周辺の景観を過度に変更することのないように留意すること。</p> <p>ウ 展示資料の管理業務</p> <p>(ア) 指定管理者は、展示資料及び所蔵する資料等の管理を善良なる管理者の注意をもって行うこと。</p> <p>(イ) 展示資料等の管理のうち、次の各号に掲げるものについては、設置者の承認を受けて行うこと。</p> <p>a 収蔵庫に保管されている資料を出庫及び入庫すること。</p> <p>b 展示室等に展示されている資料を移動すること。</p> <p>c 資料の貸与を許可すること。</p> <p>d 資料の撮影及び複製を許可すること。</p> <p>e 調査等による資料の特別利用を許可すること。</p> <p>エ 廃棄物処理業務</p> <p>(ア) 施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別を適切に行うこと。</p> <p>④ 利用者等に対し、施設及び展示資料の説明をし、並びに所蔵する資料等を良好な状態で維持し、及び管理する業務</p> <p>ア 利用者等に施設及び展示資料の説明をすること。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>イ 所蔵する資料の管理については、展示資料と同等の管理をすること。</p> <p>ウ 施設の従事者に、施設及び展示資料に対する研修及び資料の管理に関する研修を行うこと。</p> <p>⑤ 施設利用を通じた市民の教養、学術及び文化の向上発展に資するための業務</p> <p>ア 各種媒体を利用した広報活動を行い、利用者の拡大を図る。</p> <p>イ 電話等の各種問い合わせへの対応で、施設の広報・PR、情報提供等を行う。</p> <p>ウ 観光団体等との連携により利用促進を図る</p> <p>(2) 施設の活用に関する業務（提案事業及び自主事業）</p> <p>① 施設を積極的に活用した魅力ある提案事業及び自主事業を実施する業務</p> <p>ア 文化教養講座や企画展及び文化イベント等の開催</p> <p>イ その他自主事業</p>
指定管理料	上限3,016,000円
ウ 応募者数	—

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	三穂まちづくり委員会
(イ) 代表者	会長 久保田 眞直
(ウ) 所在地	飯田市伊豆木5451番地2
(エ) 設立年月日	平成19年4月1日
(オ) 設立目的	住民自治の精神に基づき、会員相互及び行政をはじめ、会内外の諸団体等と協働し地域課題に対処するとともに、地域の共益共同的事業を通じ、良好な地域社会の維持及び向上発展を図ることを目的とする。
(カ) 基本財産	—
(キ) 役員・職員	役員5名

イ 選定の理由（令和4年飯田市教育委員会告示第18号）

旧小笠原家書院は国の重要文化財に指定されており、小笠原資料館は伊豆木小笠原氏に関する施設として三穂地区からの要望に基づいて建設され、三穂地区の文化の中心として位置づけられている。旧両施設とも地区住民の思いも強い施設であり、三穂地区住民により組織される三穂まちづくり委員会により、自主性や主体性を持った管理運営が期待できる。

旧小笠原家書院・小笠原資料館の管理運営を三穂地区住民により組織される三穂まちづくり委員会が指定管理者となり、創意工夫し新たな事業に取り組み、地域の歴史文化資源として活用して、地域の活性化が期待できる。

(3) 評価の視点 (適格性)

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10	7.50	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を踏まえた内容で、施設の管理運営に関する基本方針・事業計画が提案された。 団体の財務状況は良好であり、管理運営を行うための能力は十分である。
イ 施設の有効活用	20	13.33	<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能を十分に生かしたサービスの提供として、次のような計画が提案された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 書院や資料館展示室等を利用した講座等 ② 書院の中庭を利用したイベント等
ウ 利用者対応(改善姿勢)	10	10.00	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の苦情や要望を把握する仕組みが、十分に検討されている。
エ 事業収支(収支の妥当性)	10	7.50	<ul style="list-style-type: none"> 適切な収支予算の見積りが提案された。 (4)に掲載のとおり。
オ 職員配置等の管理体制	20	15.00	<ul style="list-style-type: none"> 業務に従事する職員の人員配置及び研修について十分に検討されている。
カ 危機管理の対応等	10	7.50	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理時の安全対策や対応が十分に検討されている。
キ 地域連携・地域貢献	20	20.00	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体との連携により、地域の活性化につながる取組が期待できる。
合計	100	80.83	

(備考) 適格の合否基準は、評価得点の合計50点以上と定めた上で評価

(4) 提案された令和5年度の事業収支(収支予算の見積り)

項目	金額 (円)
収入 (A)	3,190,000
指定管理業務に係る収入	3,190,000
市支出の指定管理料	3,016,000
施設利用料等収入	172,000
その他の収入	2,000
支出 (B)	3,190,000
人件費	1,981,000
消耗品費	12,000
燃料費	106,000
印刷製本費	46,000
光熱水費	389,000
修繕費	43,000
通信運搬費	50,000
手数料	2,000
保険料	5,000
委託料	356,000
環境整備費	200,000
収支 (A - B)	0